
I 1 4. 一括納付書用出力先情報

1. 業務概要

通関業者が取り扱った輸入申告等の納付書情報等^{*1}の出力先^{*2}は、輸入者（輸入取引者）毎にあらかじめシステムに登録されており、輸入者（輸入取引者）、代表通関業者または申告者のいずれかの宛先に出力されるため、通関業者が納付書情報等^{*1}がいずれの宛先に出力されたかを通関業者ごとに出力する。

（＊１）納付書情報等の帳票は以下の通り。

- ①一括納付書情報
- ②納付番号通知情報（一括）
- ③一括納付書明細書情報
- ④一括納付用明細データ
- ⑤一括納付用明細総括データ

（＊２）出力先は以下の通り。

- ①申告者
- ②代表通関業者
- ③輸入者（輸入取引者）

2. 提供概要

- （１）周期　　：月次（毎月８日、２１日）
- （２）出力先　：通関業
- （３）出力単位：利用者単位
- （４）出力形態：配信

3. 作成処理

（１）収集処理

資金ＤＢより納付書情報等^{*1}が同日に出力される一括納付対象の申告を収集する。（共通条件と、帳票種別毎の条件を満たすこと）

（Ａ）共通条件

- ①一括納付対象であること。
- ②本税が完納されていないこと。
- ③輸入申告等の番号単位に納付（分離納付）が行われた申告でないこと。
- ④不納欠損の旨の登録が行われた申告でないこと。
- ⑤本税が全額減額されていないこと。

(B) 帳票種別毎の条件

表 1. 帳票種別条件一覧

			帳票種別								
			包括納期限延長 (直納)	包括納期限延長 (口座)	特例申告即納 (直納)	特例申告即納 (口座)	特例申告納期限延長 (直納)	特例申告納期限延長 (口座)	M P N包括納期限延長	M P N特例申告即納	M P N特例申告納期限延長
収集条件	納税方式	包括納期限延長	●	●					●		
		特例申告即納			●	●				●	
		特例申告納期限延長					●	●			●
	納付方法	直納	●		●		●				
		口座振替		●		●		●			
		M P N							●	●	●
	納期限日	システム日の属する月の２０日から翌月１９日まで			●	●				●	
		システム日の属する月の翌月２０日から翌々月１９日まで					●	●			●
		システム日の属する月の翌々月２０日から３ヶ月後の１９日まで	●	●					●		

(2) 編集処理

(A) システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。

(B) ソート条件は以下の順とする。

①帳票種別 (以下の順で出力。

「包括納期限延長 (直納)」

「包括納期限延長 (口座)」

「特例申告即納 (直納)」

「特例申告即納 (口座)」

「特例申告納期限延長 (直納)」

「特例申告納期限延長 (口座)」

「MPN包括納期限延長」

「MPN特例申告即納」

「MPN特例申告納期限延長」

②海上航空識別 (海上、航空の順に出力)

③輸入申告等の番号

- (C) データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。
- (D) 管理資料情報出力イメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。
- (E) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。